

# 株主のみなさまへ

2022年6月29日

## 株式会社フジクラ

取締役社長 CEO 岡田直樹

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日開催の第174期定時株主総会において、裏面のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。あわせて、以下のとおり2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の当社グループの業績の概要をお知らせします。

当社グループは、2019年度の業績悪化を受け、基本戦略を「早期事業回復への集中」に転換して全社一丸となって諸改革を推進してまいりました。今般、諸改革の実行に一定の目途がついたことから、2022年度より「持続的成長フェーズ」へ踏み出すことといたしました。

2021年度の当社グループの業績は、売上高は6,703億円（前年度比4.1%増）、営業利益は383億円（同56.8%増）の増収増益となりました。

売上面では、エレクトロニクス事業は、特にFPC事業が当社の高い技術力を活かせる領域へのシフトを進めるとした受注戦略に基づき大幅な減収となっています。一方、エネルギー事業では主要な原材料である銅の価格が上昇したこと、及び当社の核心的領域として拡販を進めてきた情報通信事業において、各国のデータセンタ、光インフラ網整備にかかる需要が活況となったこと等があり、全体としては増収となりました。

利益面では、自動車事業において、新型コロナウイルス感染症拡大、物流費の高騰、半導体不足の影響等により損失が拡大しましたが、情報通信事業及びエレクトロニクス事業において、それぞれ事業再生計画「100日プラン」に基づく施策として、光ケーブルトータルソリューション事業の強化、及びFPCについて高付加価値製品へのシフトを進めるとした受注戦略が功を奏し、全体として大幅な増益となりました。

経常利益は、営業外収益47億円及び営業外費用89億円を計上し、前年度から157億円増の341億円となりました。

特別損益として、財務体質の改善を目的に行った固定資産の売却益合計154億円、エネルギー事業関連子会社の売却益合計57億円等、総額223億円の利益を計上し、一方、特別転身支援制度その他の事業構造改善費用等、総額47億円の損失を計上しました。

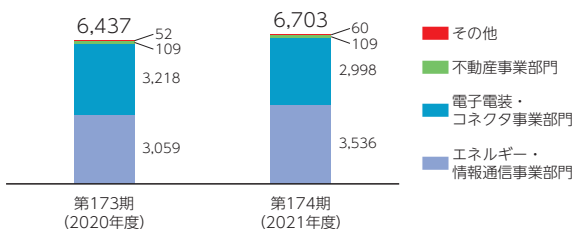
これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度54億円の損失計上から一転して445億円増益の391億円となりました。

2022年度は、本年2月に公表したFPC事業及びエネルギー事業の再編を着実に進めます。また、持続的成長による企業価値向上を図るための新たな中期事業計画（2023年度開始予定）を策定してまいります。

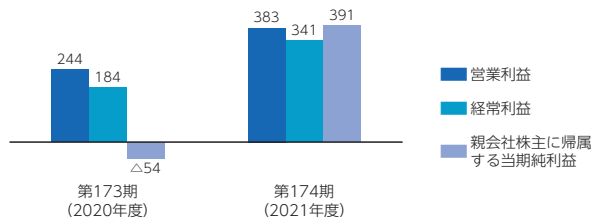
株主の皆様には、引き続きご支援をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 売上高推移（単位：億円）



### 利益推移（単位：億円）



## 第174期定時株主総会決議ご通知

当社第174期定時株主総会におきまして、次のとおり報告及び決議されましたのでご通知申し上げます。

### 報告事項

1. 第174期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第174期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり期末配当を以下のとおりとすることについて承認可決されました。

配当財産の種類	金銭
1株当たりの金額	10円
総額	2,764,068,080円
効力発生日	2022年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり次の変更について承認可決されました。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報の電子提供措置に関する規定の新設（変更後第16条第1項）
- (2) 書面交付請求時の交付にかかる範囲に関する規定の新設（変更後第16条第2項）
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除（変更前定款第16条）
- (4) 上記（1）及び（2）に関する効力発生日に関する規定の新設（附則第2条）

#### 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

本件は、原案どおり監査等委員でない取締役として次の各氏が選任され、それぞれ就任しました。なお、本総会終了後の取締役会の決議により以下のとおり選定され、それぞれ就任しました。

取締役会長	伊藤 雅彦	取締役 CTO	坂野 達也
代表取締役 取締役社長 CEO	岡田 直樹	取締役執行役員	Joseph E. Gallagher
代表取締役 取締役 CFO	竹本 浩一		

#### 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり監査等委員である取締役の報酬額を年額150百万円以内（うち、社外取締役分100百万円以内）とすることについて、承認可決されました。

以上